

平成27年度事業計画書

公益財団法人 医用原子力技術研究振興財団

基本方針

急速な高齢化が進む中、医用原子力技術は、今日顕著な進展および普及を遂げており、国民の健康増進、福祉向上を支えるため多大な貢献を果たしている。とりわけ先端的分野では、難治がんの治療、QOLの維持などの面で優れた特徴を有する粒子線治療が、重粒子線・陽子線あわせて国内13施設(平成27年3月現在)で運用されており、良好な治療実績を着実に積み重ねているとともに、適確な照射を可能とする最新のスキャニング技術による次世代治療へと技術を進展させてきている。また、中性子捕捉療法も、新しいホウ素化合物の開発や病院設置型の加速器システムの研究が複数のプロジェクトで進められており、実用化への期待がさらに高まってきている。

このような情勢の中、当財団は、平成28年3月に設立20年の節目を迎える。広範かつ重要な使命の担い手として、引き続き各種事業を国内外に展開し、直面する様々な課題の克服に総力を結集して、一層精力的に邁進することが肝要である。事業の推進にあたっては、財務体質の整備を適切に実施しつつ、次の3点を基本方針とし、既存事業への対応ならびに新規事業への積極的な取り組み等を非営利・公益的立場で実施していくこととする。

- 粒子線がん治療の普及推進・人材育成
- 放射線治療の精度向上および施設の品質管理支援
- 中性子捕捉療法によるがん治療の進展に向けた取り組みの促進

I. 総務事項

賛助会員等をはじめ国内外の幅広い方面から財団の存在意義および重要な使命に対する理解を得ることで支援基盤の維持・強化を図るとともに、広告収入の増加を含む財務体質改善および自立的な経営体制の構築へ向けた継続的な努力を行う。

評議員会および理事会を定時に開催するとともに、必要に応じ臨時にそれぞれ開催し、事業運営に関する重要事項について審議し、決定する。

II. 普及啓発事業

医用原子力技術の普及、啓発および開催地のプロジェクト支援や施設整備のため、関係機関との緊密な連携・協力のもとで、財団講演会を企画・開催する。加えて、広報誌「医用原子力だより」の編集・発行の他、会員向けメールマガジン発行、および小冊子・パンフレット、ホームページ等を通じ、情報発信の強化・充実に努める。

また、関係医療機関等との連携により、粒子線がん治療に係るビデオ等の製作を行うとともに国内外の患者の受診・治療支援および海外向け各種プロモーション活動等に協力する。

III. 人材育成事業

粒子線がん治療に係る医師はじめ、医学物理士、診療放射線技師等の人材育成を目的とするセミナーについて、必要に応じその企画内容および実施方法を検討した上で、適切なかたちで実施する。

医学部はじめ医療系および理工学系等の学生を対象に、講義および施設見学等を通じ放射線医学に触れる機会を提供するため、「放射線医学オープンスクール」の第8回目を、医学部

大学生等で組織する「医師のキャリアパスを考える医学生の手会」の協力を得て実施する。

粒子線がん治療に係る国際研修環境整備等のため、海外の施設・機関等の医師・医療従事者・研究者等を対象に、物理、医学、生物等に関する講義、実習および施設見学等を内容とする「国際重粒子線がん治療研修コース(ITCCIR)」の第4回目を国内関係機関との共同主催で実施する。

IV. 計画推進事業

粒子線がん治療等に係る国内外の研究・技術開発動向、施設立地構想やプロジェクトの進捗状況、および調査統計等の情報を収集・発信するとともに、必要に応じ施設整備促進のための活動を実施する。

会員企業・組織等の参画の場として、粒子線がん治療施設等に関する講演および施設見学を内容とする研究会活動を実施し、相互の情報交流および産業の育成を図る。

中性子捕捉療法実用化連絡協議会・部会の開催等により、国内で検討されている病院設置型 BNCT 加速器によるプロジェクトの進展に向け、専門家間の情報交換ならびに諸課題への共通対応を進める。

V. 計測校正事業

わが国の医療施設等において放射線に係る機器の品質管理が適切に行われるよう、治療用線量計校正事業ならびに治療用照射装置の出力線量測定事業等を、放射線医学総合研究所の研究・技術的協力ならびに医療放射線監理委員会およびその下部組織としての医療用線量等校正部会、放射線治療品質管理部会の監理のもと、専門家や関係学協会・機関の支援・協力を得て実施する。

治療用線量計校正事業は、水吸収線量校正の技術的安定化を進め、「計量法校正事業者登録制度(JCSS)」認定のもとでさらなる高品質化および作業全般の効率化を図る。

出力線量測定事業は、がん診療連携拠点病院のみならず、すべての医療施設に対し、線量評価の重要性について理解促進を図るとともに、当財団が第三者検証機関としての位置づけで、郵送調査のみならず訪問測定等の活動を実施し、対象施設の拡大を図る。

事業実施体制に関しては、需要の拡大および新たな展開に対応し得る基盤整備を行う。

VI. 調査分析事業

粒子線がん治療等医用原子力技術に係る調査分析事業を関係機関より受託し、実施する。

VII. 技術支援事業

医用原子力技術に係る技術支援事業を関係研究機関等より受託し、実施する。

以上